

議案参考資料

[令和3年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

健康長寿課 介護管理給付係

議案名

議案第20号 桐生市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

厚生労働省令の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の運営基準等について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

1 管理者要件

令和3年4月1日以降、管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとしていますが、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とします。

2 管理者要件の適用の猶予

令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予します。

3 質の高いケアマネジメントの推進

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者は利用者を作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合と作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合の説明を行うことを新たに求めます。

4 生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応

区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するといった点検・検証の仕組みを導入します。

5 その他の改正点

感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、会議や多職種連携におけるICTの活用、利用者への説明・同意等に係る見直し、記録の保存等に係る見直し、運営規程等の掲示に係る見直し、高齢者虐待防止の推進等の規定の整備を行います。

(施行期日：令和3年4月1日)

背景・経過

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の中で、介護保険法の一部改正が行われ、都道府県に指定及び指導監督権限があった居宅介護支援事業所について、平成30年4月1日から当該権限が市町村に移譲されることとなり、当条例を定めました。

令和3年4月1日、制定の際に基準とした厚生労働省令が一部改正されるため、それに合わせて、市の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正を行うものです。